

関東森林管理局における造林及び製品生産請負事業等に関するお知らせ
(現場管理費率の改正)

今般、「造林事業請負予定価格積算要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第242号長官通知)」について、「造林事業請負予定価格積算要領の制定について」の一部改正について(令和6年6月24日付け6林国業第62号長官)により改正され、下記のとおり令和6年8月1日に入札公告を行う事業から適用されることになったのでお知らせします。

記

1. 改正の内容
現場管理費率の改正

改正後	改正前
<p>〔現場管理費率の算定式〕</p> <p>(a)純事業費が700万円以下の場合 現場管理費率=43.09%</p> <p>(b)純事業費が700万円を超え10億円以下の場合 現場管理費率 = $A \times (\text{純事業費})^b$ ただし、A:変数値=347.3 b:変数値=-0.1324 ・小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>(c)純事業費が10億円以上の場合 現場管理費率=22.34%</p>	<p>〔現場管理費率の算定式〕</p> <p>(a)純事業費が700万円以下の場合 現場管理費率=42.63%</p> <p>(b)純事業費が700万円を超え10億円以下の場合 現場管理費率 = $A \times (\text{純事業費})^b$ ただし、A:変数値=387.3 b:変数値=-0.1400 ・小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>(c)純事業費が10億円以上の場合 現場管理費率=21.28%</p>

詳細は林野庁HPに掲載の施行文をご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/attach/pdf/nyusatu-11.pdf>

2. 対象となる事業
関東森林管理局の各署等が発注する
- ・造林請負事業
 - ・製品生産請負事業
 - ・国有林野事業における造林事業請負契約約款を用いる病虫獣害防除請負事業
3. 適用時期
令和6年8月1日以降に入札公告を行う事業から適用